

## はじめに

本資料は、第57回一橋祭講演会企画の参加ガイダンス資料 ([https://ikkyosai.com/participate/57/pdf/guidance\\_sympo.pdf](https://ikkyosai.com/participate/57/pdf/guidance_sympo.pdf)) に記載されている規定事項を抜粋したものです。記載されている規定に違反があった場合には、保証金の没収や企画中止等の処分を行う場合があります。

なお、参加申し込みをする際は当資料だけでなく、参加ガイダンス資料全体をよくご確認のうえ、お申し込みください。

## 各種申請について

### カンパ・募金について

一橋祭期間中のカンパ・募金活動については下記の条件を**全て**満たす必要があります。

- 参加申し込みの際、該当設問に「はい」または「検討中」と答えること
- 第1回参加責任者説明会（9月中旬）までに詳細を決定し、申請フォームを提出すること
- カンパ・募金の内容が政治・宗教活動と関係しないこと
- 上記以外の観点でもカンパ・募金の内容が不適切だと判断される事情がないこと
- カンパ・募金の合計金額等の詳細を一橋祭終了後に報告すること

※報告なくカンパ・募金を行った場合、**当該行為の中止、保証金の没収等の措置**をとらせていただくことがあります。

### スポンサーについて

一橋祭期間中のスポンサー導入については下記の条件を**全て**満たす必要があります。

- 参加申し込みの際、該当設問に「はい」または「検討中」と答えること
- 第1回参加責任者説明会（9月中旬）までに詳細を決定し、申請フォームを提出すること
- 援助を受けるスポンサーの名称とその活動内容、具体的な援助内容を報告すること
- 援助に対して参加団体が行うスポンサーへの対価の内容を報告すること

※企画内容からスポンサー導入が予測される際、弊会から連絡する場合もあります。

※申請期限を過ぎた場合や報告内容によってはスポンサー導入を許可できない場合があります。

## 営利活動について

下記の点にご留意ください。

- 営利活動の実施に際して、収支計画・報告（売上目標や実際に生じた利益等）の提出を求める場合があります。
- 営利活動を行う団体は現金・現物援助制度はご利用できません。
- 外部団体は企画当日の書籍販売の実施、その他営利活動の実施はできません。チケット制の導入も原則認めていません。

また、無断で営利活動を行った場合、保証金の没収や企画中止等の措置をとることがあります。

## 備品貸し出し制度について

### 貸し出し備品の破損・故障・紛失について

弊会から貸し出す備品には、大学所有の備品、他大学や公共団体から借用した備品、業者よりレンタルした備品が含まれます。備品の運搬等をする際は、破損が生じないように十分ご注意ください。返却の際に新たな破損・故障・紛失等を確認した場合には故意・過失に関わらずその備品を使用した団体に弁償等の全ての責任を負っていただきます。なお、他団体と共同で使用する備品の破損が発覚し、責任の所在が不明な場合は団体間で折半とさせていただきますので、備品使用の際は十分にご注意ください。

## 代替購入制度について

下記の点にご留意ください。

- 申請フォームに記載された情報が不十分な場合は個別に確認をとったうえで弊会で適切だと思われるものを用意し、その代金をお支払いいただきます。確認ができない場合には代替購入を取りやめることがあります。
- リストにない物品に関しての情報が不十分な場合や、申請内容に不備があり受け渡し日までに十分に連絡が取れない場合、代替購入を取りやめることがあります。

- 物品の購入後に代金の支払いに応じない場合、保証金没収や企画中止等の措置をとることがあります。
- 期限に遅れた際も可能な限り対応は行いますが、カタログにある価格での提供及び提供自体ができかねる場合があります。ご了承ください。

## 現金・現物援助制度について

### 援助を受けることのできる団体

この制度を利用するには、下記の条件を全て満たす必要があります。

- 販売活動（カンパを含む、来場者から金銭を徴収する、または企画者が金銭を受け取る行為）を行わない団体であること
- 学内団体であること

### 現物援助について

下記の点にご留意ください。

- 申請フォームに記載された情報が不十分な場合、個別に確認をとったうえで弊会で適切だと思われるものを用意する可能性があります。
- ご希望の物品をこちらで用意することが難しいと判断した場合、現金援助をもって代えさせていただきます。
- 本制度を利用して現物援助を受けた団体が、重大な規定違反のため保証金没収や企画中止等の処分を受けた場合、現物援助相当額を負担していただきます。
- この制度で団体に援助された現物が一橋祭のために使われていないと弊会が判断した場合、現物の購入金額を負担していただくことがあります。

### 現金援助の流れ

下記の点にご留意ください。

- 一橋祭開催前に現金をお渡しすることはできません。
- 本制度を利用して現金援助を受ける予定の団体が、重大な規定違反のため保証金没収や企

画中止等の処分を受けた場合、**現金援助を中止することがあります。**

- 現金援助引換証と領収書または請求書は絶対になくさないよう保管をお願いいたします。  
これらがなくした場合、援助が不可能となることがあります。

## 広報用原稿・画像について

### 著作権に関して

インターネット上の画像（拾い画）や生成 AI によって出力された画像について、権利者の許可なく使用・模倣することは著作権侵害にあたる可能性があります。万が一、広報用画像に関して第三者から著作権侵害の指摘があった場合、拾い画や生成 AI の使用によるものを含め、**その一切の責任を弊会はいかねます**のでご了承ください。

### 注意事項

下記の点にご留意ください。

- 画像の比率や形式は必ず規定通りにご提出ください。
- 広報用原稿・画像は公序良俗に反しない内容にしてください。
- 著作権には十分留意してください。
- 弊会が不適切だと判断したものについては、修正を求める、または掲載を見送る場合があります。
- 企画名・参加団体名は、参加申し込みフォームにて提出した正式名称でご入力ください。
- 誤字脱字・表記ゆれ・デザイン等の問題により、原稿・画像を一部修正したうえで掲載することがあります。
- 提出データは、上記以外の弊会の媒体でも使用することがあります。

## 広報用看板について

### 広報用看板の設置について

立て看板等の設置物において下記の点を遵守してください。

- 安全性に問題がない
- デザイン面において弊会が定める基準（セクハラ及び政治・宗教基準、著作権等）を遵守している
- 緊急時の対応や緊急車両等の往来に影響が出ない場所に設置されている
- その他、来場者や他団体の迷惑にならない

### 制作にあたっての注意事項

広報用看板の制作にあたっては下記の点を遵守してください。

- 看板を塗装する際には必ず看板の下にブルーシートと新聞紙等を敷き、**地面や床を汚損しないようにすること**
- 看板を塗装した後は毎回必ずペンキや筆等を片付け、原状復帰すること
- 学生会館の避難経路を塞ぐ場所に立て看板を放置しないこと

## 人権及び多様性の保護、政治・宗教活動について

弊会は、一橋祭において全ての人に対して精神、肉体的な苦痛もしくは困惑を与えるような企画や、全ての人の人権及び多様性を否定、差別をする企画の実施を認めておりません。そのため、政治・宗教活動にも一定の制限を設けております。企画実施のうえで**下記の点の遵守**をお願いいたします。

- 人権及び人の多様性を侵害せず、また侵害する可能性のある行為を行わないこと
- 企画の参加資格を一橋大学の全ての学生に与えること
- 企画詳細を期日までに必ず弊会に提出すること
- 一橋大学の定めるハラスメント防止ガイドラインに抵触しないこと
- 政治団体や宗教の広報活動、特定の主義・思想に関するプロパガンダ、誹謗中傷を行わな

いこと

- 偶像等の設置（政治・宗教に関するビデオ放映等も含む）を行わないこと

※参加申し込みでご提出いただいた企画内容に問題がありましたら、さらに詳細な企画書の作成や企画内容の変更をお願いすることがあります。それに従っていただけない際は、企画の実施を認めない場合があります。

※企画に安全面で問題が発生する可能性があるとして弊会が判断した場合、事前に企画に関して安全性向上の要求や委員の常駐、巡回強化といった対応を講じることがあります。

※上記に反する活動が見られた場合、弊会の判断で企画を強制的に中止することがあります。

## 迷惑・粗暴・セクハラ行為について

全ての方に一橋祭をお楽しみいただくため、弊会では下記の行為を迷惑・粗暴・セクハラ行為と定め規制しております。企画関係者の皆さまは下記の行為はご遠慮ください。

### 迷惑行為について

下記に該当する場合、当該行為を迷惑行為とみなし、禁止いたします。

- 弊会が定め、公表した各種規定に反した場合
- 弊会が公序良俗に反すると認めた場合
- 入場券等の不当な売買行為をはたらいた場合
- 押売行為・不当な客引きを行った場合（執拗な配布活動を含む）
- 上記のほかに弊会が迷惑行為と判断した場合

### 粗暴行為について

下記に該当する場合、当該行為を粗暴行為とみなし、禁止いたします。

- 使用時間の内外を問わず、むやみに企画実施場所に入る等して企画準備・進行を妨害した場合
- 多くの人が集まり、混雑している場所において正当な理由もなく人を押しのける、物を投げる等して、その場所における混乱を誘発するような行為を行った場合
- 著しく来場者の通行を妨げた場合

- 来場者、企画スタッフ等周囲の人を負傷させた場合
- 借用期間中、弊会が貸し出す備品・施設に破損・欠損・紛失等の不備があった場合
- 上記のほかに弊会が粗暴行為と判断した場合

## セクハラ行為について

下記に該当する場合、当該行為をセクハラ行為とみなし、禁止いたします。

- 性的言動もしくは性器・性行為を連想させるような演技もしくは演出によって他者に肉体的・精神的な苦痛や困惑、不快感等を与えた場合
- 全裸になる、または下半身を露出した場合
- 卑猥なイラストや言葉を掲載したビラや配布物を掲示、配布した場合
- 多くの来場者や大学関係者から苦情を受けた場合
- 上記のほかに弊会がセクハラ行為と判断した場合

## 酒類の取り扱いについて

開催区域内での**飲酒、飲酒した状態での入構、酒類の販売及び持ち込みは禁止**です。違反した際は**企画中止や大学当局への通告、次年度以降の参加停止といった措置**をとります。

## 一橋祭の開催中止・縮小時における対応について

天災地変、感染症の拡大、その他弊会の責に帰すことのできない事由（または客観的に不可抗力と認められる事由）により、本年度の一橋祭が開催中止、またはオンライン開催等へ規模縮小となった場合、下記の通り対応いたします。

## 参加金の取り扱いについて

既にお支払いいただいた参加金（4,000円）の返金はいたしかねます。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 団体側で生じた損失の免責について

開催中止または規模縮小に伴い、各参加団体において生じた損害や損失について、弊会による補填・賠償は一切行いません。

### 対象となる損失の例

- 出店のために仕入れた食材・資材の費用
- 独自に手配された備品やレンタカー等のキャンセル料
- その他、企画の準備・実施にあたって団体側で発生した一切の費用

各団体の個別のご契約や仕入れに関しては弊会の管理が及ばないため、不測のリスクをあらかじめ考慮のうえ、各自の責任において企画の準備を進めていただきますようお願いいたします。

## その他の規定

下記の事項を遵守してください。

- 関係法令を遵守すること
- 弊会より指示があった場合は、速やかに指示に従うこと
- 各種申請は期日までに行い、遅れる場合は必ず担当（近藤）まで連絡すること
- 弊会に虚偽の申告をせず、申請内容に変更が生じた場合は速やかに担当（近藤）まで連絡すること
- 企画内容の変更・企画中止の際は、わかり次第すぐに担当（近藤）まで連絡すること
- 一橋祭期間中は弊会に報告した通り企画を行うこと
- 署名活動、個人情報の収集等を弊会の許可なく行わないこと
- 著作権・肖像権には最大限配慮すること
- 準備日から一橋祭翌日までに行われる大学・大学院での全ての授業及び研究を妨害しないこと